令和８年（2026 年）４月

保護者の皆さまへ

令和８年度　就学援助制度についてのお知らせ

１　就学援助制度とは

生活保護を受けている方に準じる程度に困窮されており、お子さんが姫路市立の小・中・義務教育学校に就学されるにあたり、経済的な援助を必要とされる方に、下記３の就学援助費を支給する制度です（学校の集金をすべて免除するものではありません）。今年度より就学援助費は、指定の口座へ直接支給します。

なお、就学援助を希望される場合は、毎年度申請していただく必要があります。（入学前支給の認定を受けている方も申請が必要です）

２　認定基準

(1) 生活保護費の支給が廃止された場合
(2) 令和７年中の家族全員の総所得が次の認定基準額以下の場合等

家族数	認定基準額（総所得）
２人	１９９万円
３人	２３７万円
４人	２７８万円
５人以上	１人増すごとに ４１万円増

※総所得とは・・・
◆自営業の方
売上げから必要経費を控除した額
◆給与収入がある方
給与所得控除後の金額

※家族数は、生計を同一にする方全員の人数です。同一の家屋に居住している場合は生計同一とみなします。

３　就学援助の内容（費目・金額は予定です。申請が遅れると支給できない費目もあります。）

費　　目	支　給　額	
	小学校（義務教育学校は前期課程）	中学校（義務教育学校は後期課程）
学用品費等	年額 13,860 円（月額 1,155 円）	年額 24,960 円（月額 2,080 円）
校外活動費	交通費、宿泊料、見学料の実費 宿泊を伴う場合　（限度額 3,690 円） 宿泊を伴わない場合（限度額 1,600 円）	交通費、宿泊料、見学料の実費 宿泊を伴う場合　（限度額 6,210 円） 宿泊を伴わない場合（限度額 2,310 円）
新入学児童生徒学用品費等	新１年生のみ　64,300 円	新１年生（義務教育学校７年生）のみ 81,000 円
修学旅行費	６年生のみ 実費（限度額 22,690 円）	３年生（義務教育学校９年生）のみ 実費（限度額 60,910 円）
給食費		実費（学校給食利用者に限る）
学校病の治療費	医療費のうち自己負担分（準要保護者はいかなる場合も３割分） ※裏面８参照	
体育実技用具費		実費（限度額 7,650 円）

※新入学児童生徒学用品費の入学前支給を受けている方は、増額分を後日支給します。

令和９年度　新入学児童生徒学用品費の入学前支給について

令和９年２月時点の認定者のうち、翌年度に姫路市立の中学校（養護学校を除く）へ入学予定の６年生に対し、「令和８年度新入学児童生徒学用品費の入学前支給」として、令和９年３月に 81,000 円（予定）が支給されます。

ただし、**「姫路市外へ転出予定の方」及び「姫路市立以外の中学校等へ入学予定の方」は支給対象外**となりますので、小学校へ辞退する旨を申し出てください。

（裏面に続く）

４　申請方法　　・電子申請フォームより申請してください。（姫路市オンライン手続ポータルサイト）
下記の二次元コードまたはＵＲＬから申請サイトにアクセスし、お手続きしてください。
※初めて利用される方は、申請サイトから「利用者情報の新規登録」を行ってください。

（電子申請フォーム）

電子申請フォームＵＲＬ：
https://lgpos.task-asp.net/cu/282014/ea/residents/procedures/apply/d0cee780-eee3-4a01-802b-1a4ee4716cf9/start

※電子申請が難しい場合は、書面で申請してください。（提出先：各学校まで）
申請書は各学校にありますので、希望される方は各学校へお問い合わせいただくか、姫路市のホームページからダウンロードしてください。
紙申請の場合、兄弟姉妹がそれぞれ小学校と中学校に通学されている場合は、各学校ごとに申請が必要です。
（義務教育学校の前期課程と後期課程に通学の場合も、それぞれ申請が必要です。）

５　申請受付期間　　令和８年４月７日（火）から令和８年４月３０日（木）
認定の場合は、基本的に年度当初からの認定になります。
※学校へ提出される場合は、各学校に提出期限の確認をしてください。

６　認定結果　　６月中旬以降に、郵送でお知らせします。

７　当初申請の提出期限以降でも、随時申請することができます。
認定の場合は、申請書を提出された日が認定日となり、認定結果は、随時郵送でお知らせします。支給対象となる費目は、認定日以降の経費に限られます。

８　学校病の治療費について
・　学校での健康診断で学校病との診断を受け、治療の指示を受けたものについて、その治療費を支給します。
・　学校病とは、トラコーマ、結膜炎、白せん、かいせん、膿かしん、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、寄生虫病、う歯（虫歯）をいいます。なお、アレルギー性のものは対象外です。
・　福祉医療費助成制度（母子家庭・乳幼児等医療費助成・こども医療費助成など）との併用はできません。

９　その他
・　生活保護受給中は教育扶助費として含まれて支給されますので、就学援助の申請をしていただく必要はありません。（生活援護室までご相談ください。）
・　認定結果をお知らせする前に学校で必要となった費目（学用品費など）については、あらかじめご負担いただいて、認定結果が出てから順次払い戻し・精算することになります。
・　令和７年中の所得は表面２(2)の認定基準額を超える場合でも、児童生徒が属する世帯の保護者等が令和８年中に失業又は廃業によって無職の状態になった場合において、その者の令和８年中の所得見込額と他の世帯構成員の令和７年中の所得を合算した金額が認定基準額以下の場合、認定を受けることができる場合があります。
・　申請後、世帯の構成に異動があった場合（結婚や離婚、転居など）は、新たな世帯構成で再審査しますので、速やかに学校または学校指導課にお知らせください。
※異動の連絡がなかった場合、すでに支給を受けた援助費について、さかのぼって返還していただくことがあります。

就学援助制度に関するお問い合わせ
姫路市教育委員会学校指導課学事担当　電話０７９－２２１－２７６２
就学援助制度に関する姫路市ＨＰは左の二次元バーコードから（就学援助申請書も掲載しています。）

お知らせ（生活困窮世帯の中学生を対象とした学習支援教室のご案内）※就学援助とは要件が異なります
広報ひめじ４月号や姫路市ＨＰでもお知らせしていますが、生活困窮世帯の中学生への学習支援教室の利用希望者を**４月中旬まで**募集しています。お問い合わせは生活援護室（℡221-2338）まで
詳しくは　姫路市　生活困窮　学習支援　で　検索　　または 右の二次元バーコードから⇒

（裏面）